

## 普通出資金取扱規定(定款抜粋)

### 1. (契約の成立)

当金庫は、お客様からこの出資に係る、当金庫所定の出資金加入申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該出資に係る契約が成立するものとします。

### 2. (普通出資)

第7条 普通出資1口の金額は金50円とし、金銭による全額一時払いとします。

第8条 会員は普通出資1口以上を有し、かつ、その出資額は5,000円以上でなければなりません。

### 3. (議決権の代理行使)

第9条 会員は、第22条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の会員でなければ代理人となることはできません。

代理人は、総会ごとに代理権を証する書面をこの金庫に提出し、又はこの金庫の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければなりません。

### 4. (加入)

(1) 第10条 会員となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を、この金庫に差し出し、その承諾を得なければなりません。

(1) 引受けようとする普通出資口数

(2) この金庫の地区内に住所又は居所を有する者は、その氏名又は名称及び住所又は居所

(3) この金庫の地区内に事業所を有する者は、その氏名、名称又は商号、事業所の所在地、常時使用する従業員数及び法人あつてはその資本金の額又は出資の総額

(4) この金庫の地区内において勤労に従事する者は、その氏名及び住所又は居所並びに勤務所の名称及び所在地

(5) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員は、その氏名及び住所又は居所並びに事業所の名称及び所在地、この金庫の役員は、その氏名及び住所又は居所

(6) 暴力団員等(別表3第1項に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないこと、及び別表3第2項各号の1に該当しないことの表明、並びに将来にわたっても該当しないことの確約

(7) 自ら又は第三者を利用して別表4第3項各号の1に該当する行為を行わないことの確約

(2) 会員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登記事項証明書その他法人格を証する書面の添付をお願いします。

### 5. (相続加入)

(1) 第11条 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが、この金庫に対しその会員死亡の日から3月以内に前条第1項の手続により加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に会員となったものとみなします。この場合においては、相続人たる会員は、被相続人の持分にて、その権利義務を承継します。

(2) 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人に限り、前項の規定を適用します。

#### 6. (自由脱退)

(1) 第13条 会員がこの金庫に対しその持分の譲受けを請求したときは、この金庫はその請求の日から6月を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとし、その譲受けの額は、その会員の普通出資額を超えることができません。

(2) 前項の規定による譲受けにより有することとなる持分は、この金庫の普通出資総口数の100分の5に相当する持分を限度とします。

(3) 総会において他の金庫と合併の決議があつてから1月以内に、会員がこの金庫に対し合併に反対であるとの理由でその持分の譲受けを請求したときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、この金庫は、合併の日までにその持分を譲り受けるものとします。

(4) 前項の持分その他やむを得ない理由によりこの金庫が金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより第2項の規定を適用します。

#### 7. (法定脱退)

(1) 第14条 会員は、次の事由によって脱退します。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 破産手続開始の決定

(4) 除名

(5) 持分の全部の喪失

(2) 会員は、その普通出資額がこの金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第8条に定める普通出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなった日から1年以内に当該最低限度額に達しない場合には、その期間を経過した日に脱退となります。

#### 8. (除名)

(1) 第15条 会員が別表4各項の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えます。

(2) 別表4第5項の事由により会員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その会員が住所等（第10条第1項第2号から第5号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。）に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの金庫への住所等、の変更届出を行うよう催促します。

9. (脱退者の持分の払戻し)

第16条 会員は第14条第1項第1号から第4号まで又は同条第2項の規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができるものとし、その払戻しの額は、その会員の普通出資額を超えることができません。

10. (規程の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合は、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

【別表3】

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者  
(以下これらを「暴力団員等」という。)
- 2 次の各号の1に該当する者
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

【別表4】

- 1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6月以内にその義務を履行しないとき。
- 2 法令若しくはこの金庫の定款に違反し、この金庫の事業を妨げ又はこの金庫の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの金庫の信用を段損し、又はこの金庫の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 5 5年以上継続してこの金庫の事業を利用せず、かつ、この金庫がその会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき。

以 上